

参考資料

I 不正対策

4. 往療

(2) 往療料の見直し

- ・ 現状の、**施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定**を行う。①
- ・ また、距離加算については、医科については平成4年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。②

このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、**距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく**こととし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、原則平成32年改定までに、**距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入**について検討し、結論を得る。

- ・ 距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に**離島や中山間地等の地域に係る加算**について検討する。(1)の**往療内訳表**についても見直しを行う。さらに、**同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方**についても検討する。

技術料の引き上げ

○あん摩マッサージ指圧	改定前	引上額	改定後
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円
○はり・きゅう	改定前	引上額	改定後
施術料(1術)	1,300円	240円	1,540円
施術料(2術)	1,520円	60円	1,580円

①施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

②距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

距離加算を往療料に振り替えて包括化

○改定前 往療料(基本額) 1,800円 距離加算2km毎に 770円
 ※ 2km超 770円 4km超 1,540円 6km超 2,310円

○改定後 往療料 2,300円 4km超 2,700円

施術報告書交付料の新設

施術報告書交付料 300円 ※平成30年10月1日～

あはき療養費の料金改定について(令和元年10月～)

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円 → 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円 → 150円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円 → 790円

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,610円 → 1,710円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,660円 → 1,760円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,580円 → 1,590円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

あはき療養費の料金改定について(令和2年12月～)

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき <u>340円 → 350円</u> ※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢) ・温罨法を併施 1回につき 110円加算 ・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算	<p>① 施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定</p> <p>② 距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく</p>
○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算 ※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)	
○往療料 2,300円 4km超 <u>2,700円 → 2,550円</u>	
○施術報告書交付料 <u>300円 → 460円</u>	

○ はり・きゅう

初回	2回目以降
○初検料 ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 <u>1,710円 → 1,770円</u> ②2術(はり、きゅう併用)の場合 <u>1,760円 → 1,850円</u>	
○施術料 ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 <u>1回につき 1,540円 → 1,550円</u> ②2術(はり、きゅう併用)の場合 <u>1回につき 1,590円 → 1,610円</u>	
○電療料 ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算	
○往療料 2,300円 4km超 <u>2,700円 → 2,550円</u>	
○施術報告書交付料 <u>300円 → 460円</u>	

療養費				〔参考〕診療報酬(医科)	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 1.36%)
平成28年10月	0.28%	0.28%	0.28%	平成28年4月	0.56%
平成30年6月	0.32%	0.32%	0.32%	平成30年4月	0.63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0.88%)
令和2年6月	0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年4月	0.53%

1. 診療報酬 + 0. 4 3%

※1 うち、※2～5を除く改定分 + 0. 2 3%

各科改定率	医科	+ 0. 2 6%
	歯科	+ 0. 2 9%
	調剤	+ 0. 0 8%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 + 0. 2 0%

※3 うち、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲ 0. 1 0%（症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う）

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 + 0. 2 0%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来 ▲ 0. 1 0%
なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

2. 薬価等

① 薬価 ▲ 1. 3 5%

※1 うち、実勢価等改定 ▲ 1. 4 4%

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 + 0. 0 9%

② 材料価格 ▲ 0. 0 2%

なお、上記のほか、新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・ 医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置 7 対 1 の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- ・ 在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ・ 医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
- ・ 外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の措置の実態に即した適切な見直し
- ・ 費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し
- ・ 薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえた多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- ・ OTC類似医薬品等の既収載の医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬の処方の適正化

あはき療養費の推移

- あはき療養費については、令和元年度は、はり・きゆうが437億円、あん摩マッサージ指圧が750億円。
- 近年伸びが鈍化傾向にあったが、令和元年度の対前年度伸び率は、はり・きゆうが+6.2%、あん摩マッサージ指圧が+2.4%。

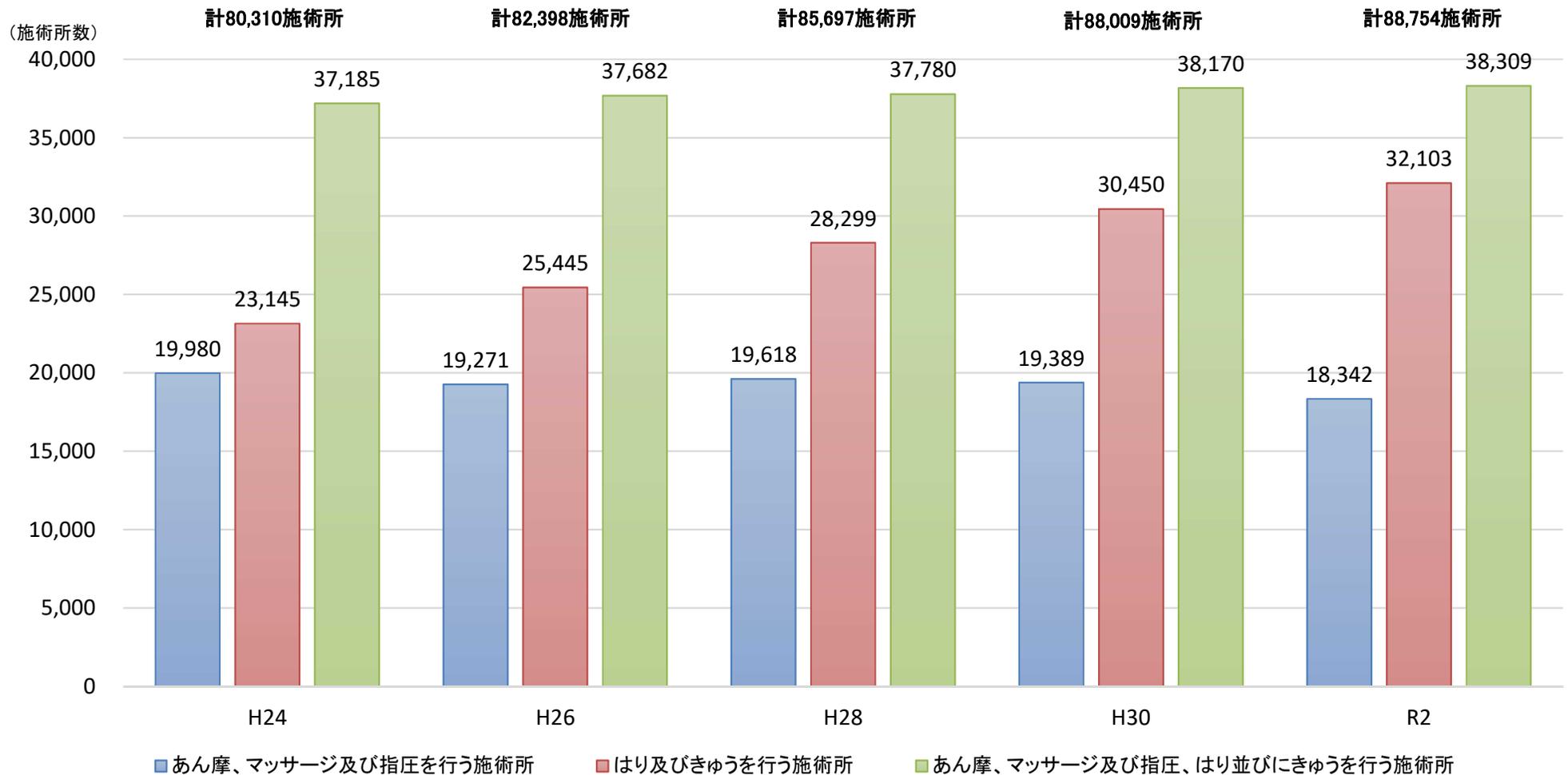
(金額：億円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民医療費	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895
対前年度伸び率	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%
柔道整復	4,085 (5,099万件)	3,985 (5,178万件)	3,855 (5,152万件)	3,825 (5,137万件)	3,789 (5,158万件)	3,636 (5,039万件)	3,437 (4,859万件)	3,278 (4,708万件)	3,178 (4,626万件)
対前年度伸び率	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%
はり・きゆう	352 (249万件)	358 (254万件)	365 (254万件)	380 (260万件)	394 (261万件)	407 (263万件)	411 (263万件)	411 (257万件)	437 (269万件)
対前年度伸び率	11.7%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%
マッサージ	560 (190万件)	610 (209万件)	637 (219万件)	670 (229万件)	700 (237万件)	707 (240万件)	727 (245万件)	733 (240万件)	750 (245万件)
対前年度伸び率	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%
治療用装具	396 (123万件)	406 (127万件)	405 (127万件)	421 (130万件)	425 (130万件)	438 (132万件)	443 (135万件)	452 (135万件)	455 (136万件)
対前年度伸び率	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%

(注) 保険局調査課とりまとめの推計

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所数の推移

- あん摩マッサージ指圧を行う施術所数、はり及びきゅうを行う施術所数、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所数について、全体では増加傾向であり、令和2年に計88,754施術所となっている。
- あん摩マッサージ指圧を行う施術所数は減少傾向であり、令和2年に18,342施術所となっている。
- はり及びきゅうを行う施術所数、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所数は増加傾向であり、令和2年にそれぞれ32,103施術所、38,309施術所となっている。



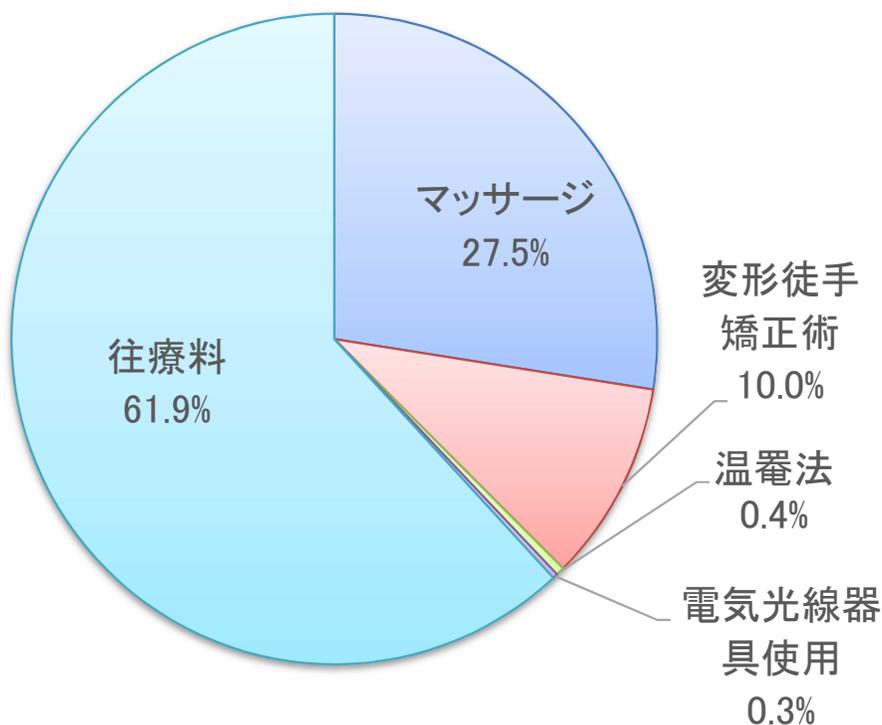
※厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」より

あん摩マッサージ指圧療養費(金額)の内訳の変化

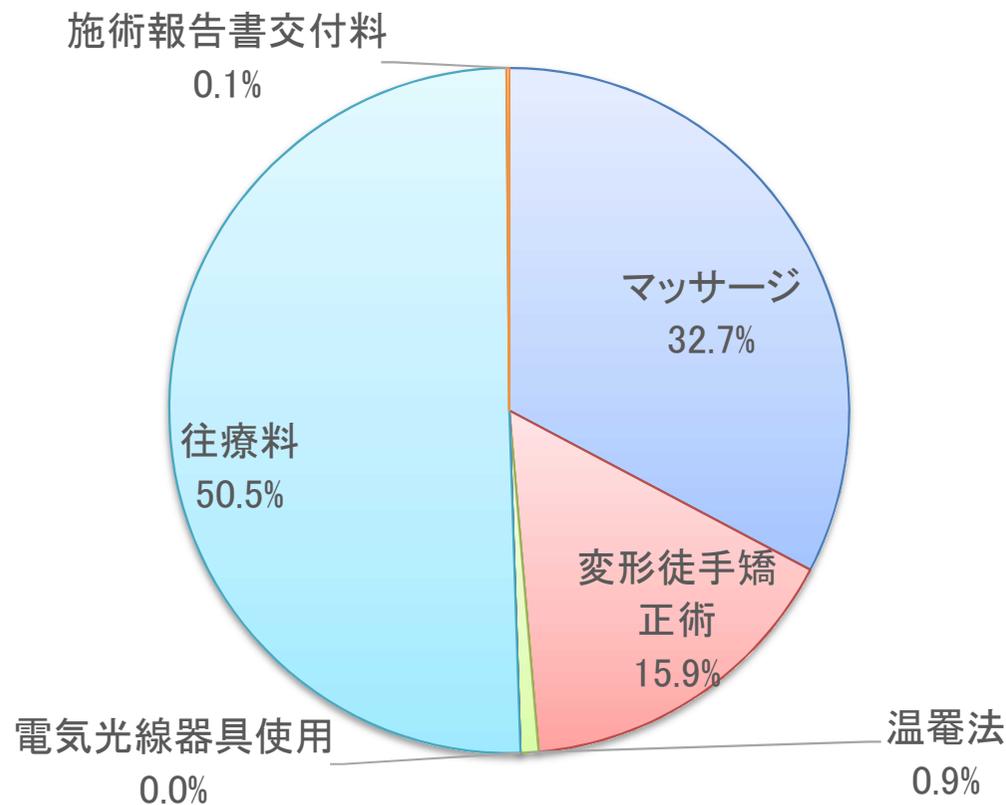
令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

○ 平成29年と令和2年を比較すると、往療料の割合は低下しているが、令和2年も、施術料よりも往療料が多い状況であった。

平成29年



令和2年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(平成29年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

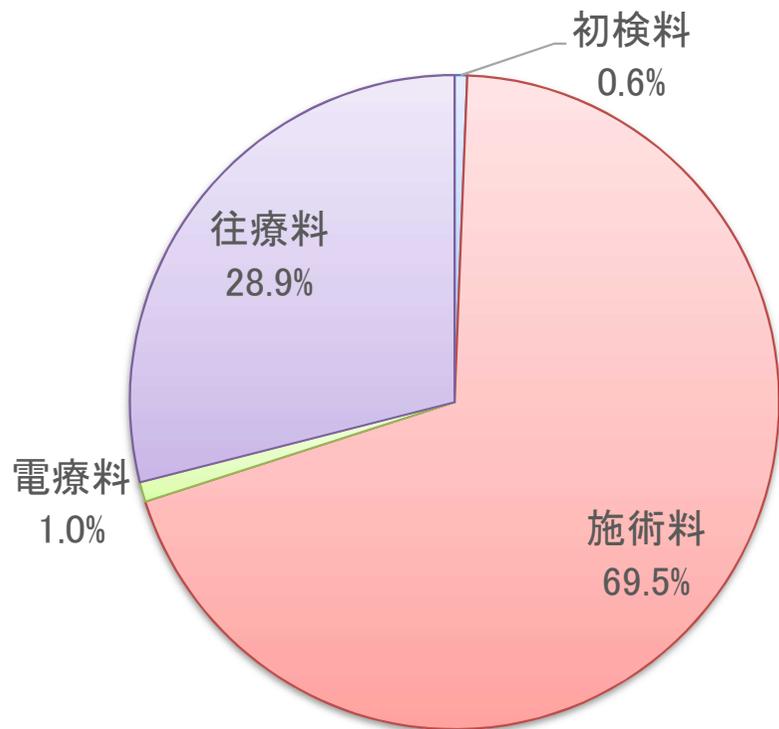
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

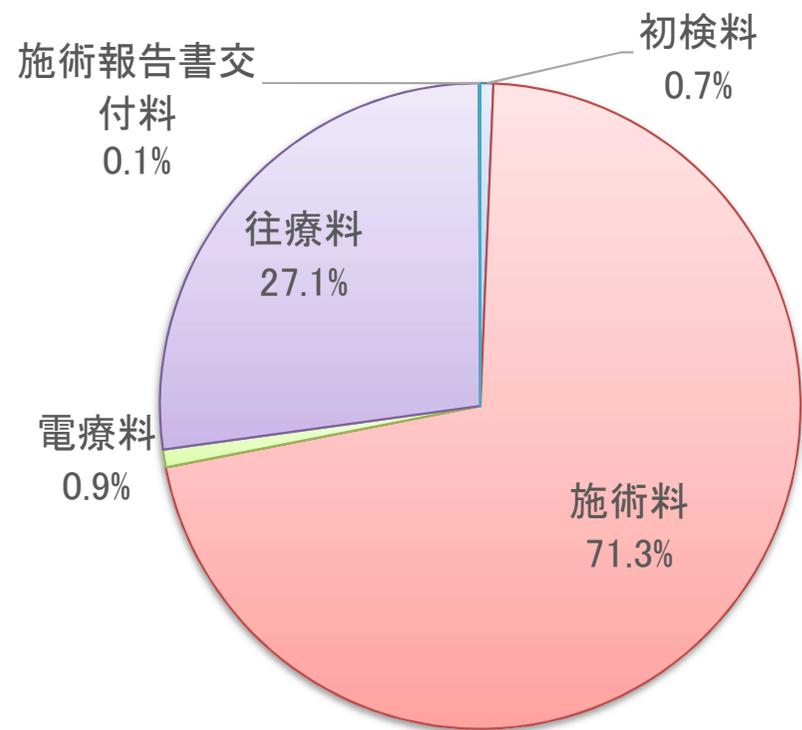
はり・きゅう療養費(金額)の内訳の変化

○ 平成29年と令和2年を比較すると、往療料の割合はほぼ変化していないが、施術料が往療料よりも多い状況であった。

平成29年



令和2年



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(平成29年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費における往療料の金額割合、患者割合

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

- あん摩マッサージ指圧に係る療養費では、療養費全体に占める往療料の割合が、50%を超え、往療料を算定する患者の割合も全体の80%を超えている。

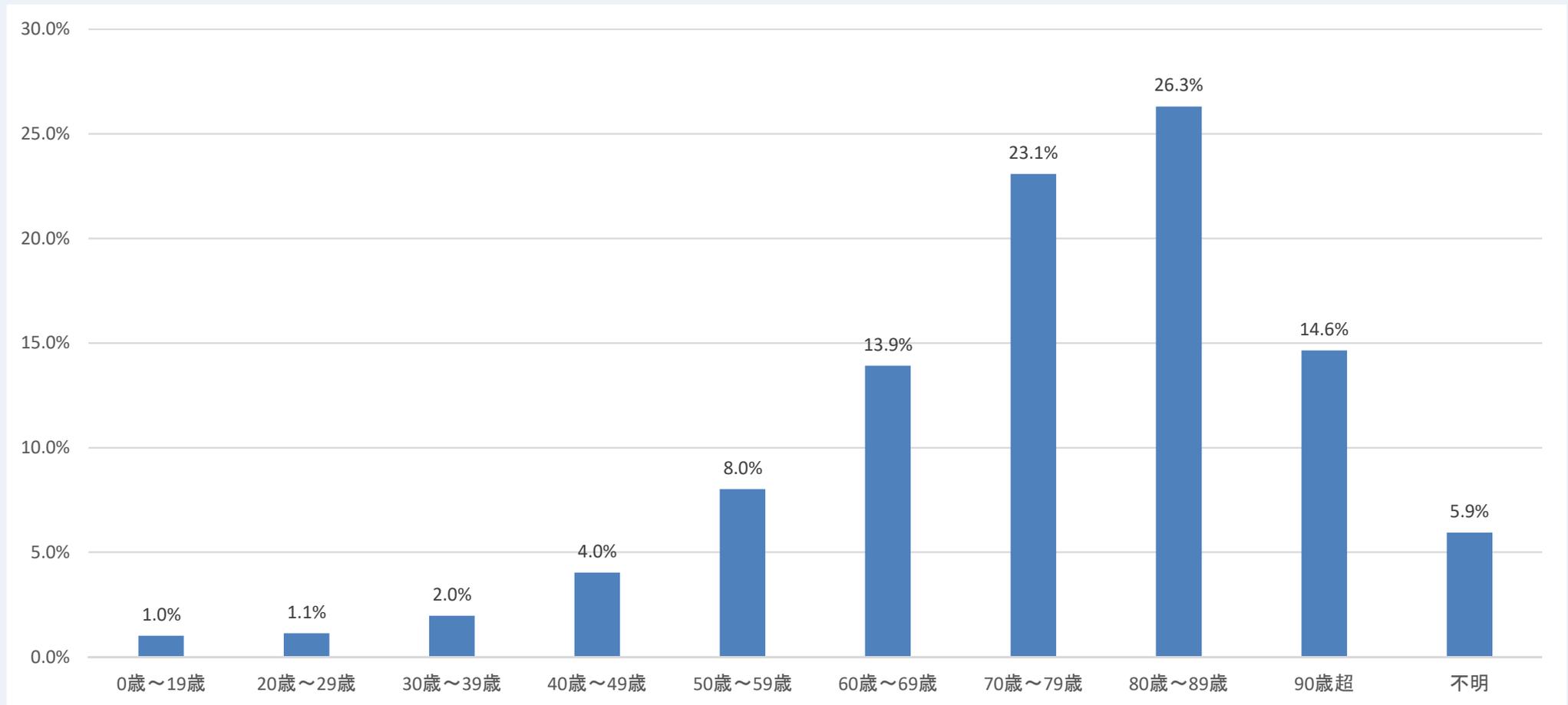
	あん摩マッサージ指圧		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全国健康保険協会 管掌健康保険（被保険者）	44.5%	55.7%	8.19回
全国健康保険協会 管掌健康保険（被扶養者）	52.5%	84.4%	7.86回
国民健康保険	51.2%	83.9%	8.05回
後期高齢者医療制度	50.5%	90.0%	7.18回
合計	50.4%	84.3%	7.53回

	はり・きゅう		
	金額ベース	件数ベース	平均回数
全国健康保険協会 管掌健康保険（被保険者）	2.9%	1.5%	8.21回
全国健康保険協会 管掌健康保険（被扶養者）	9.3%	5.6%	7.55回
国民健康保険	18.9%	14.2%	8.20回
後期高齢者医療制度	37.3%	43.8%	7.70回
合計	27.1%	24.1%	7.77回

あん摩マッサージ指圧療養費の受療者の年齢分布

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

○ あん摩マッサージ指圧療養費の患者の年齢分布は、70歳以上の患者割合が全体の6割強を占めている。



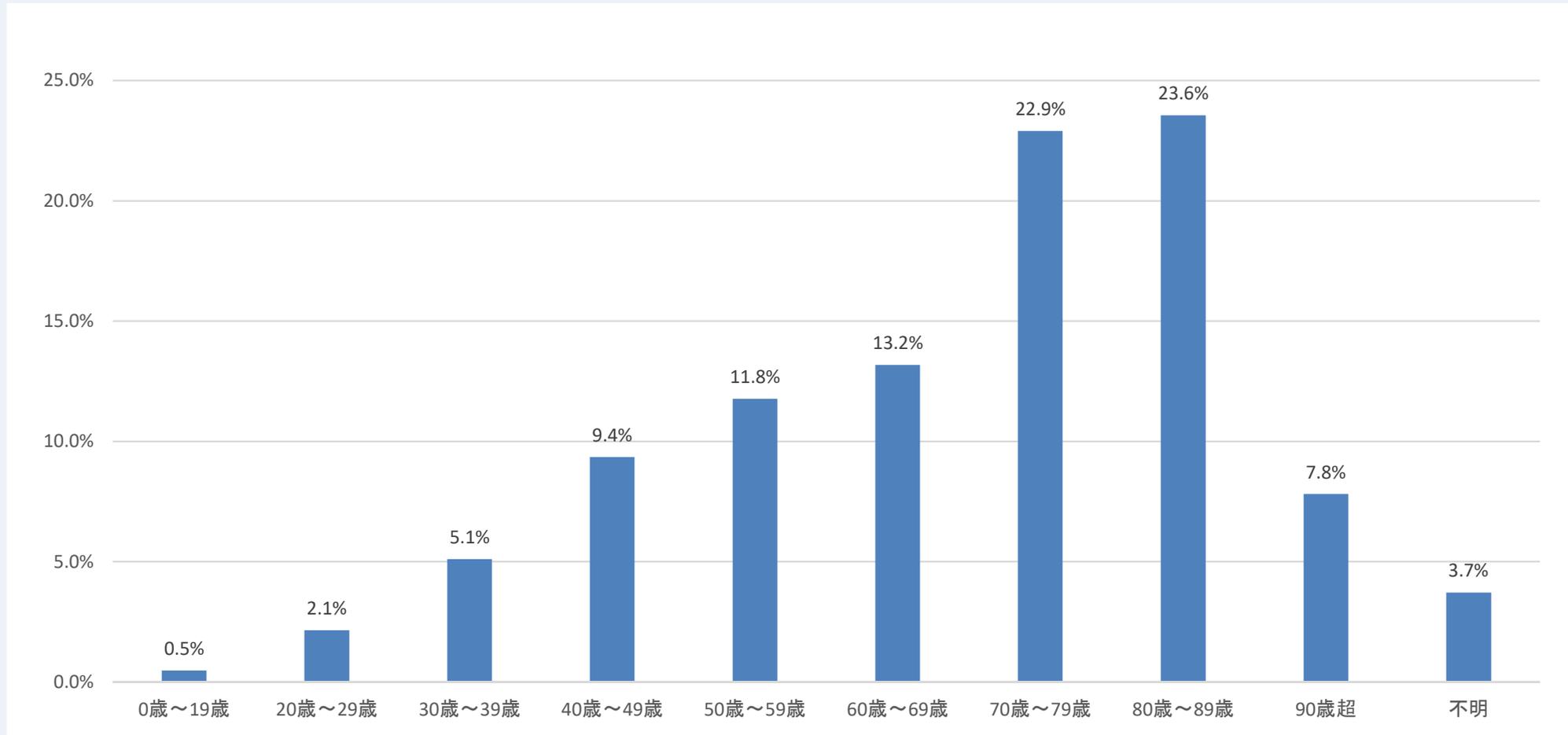
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

はり・きゅう療養費の受療者の年齢分布

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

○ はり・きゅう療養費の患者の年齢分布は、70歳以上の患者割合が全体の約5割を占めている。



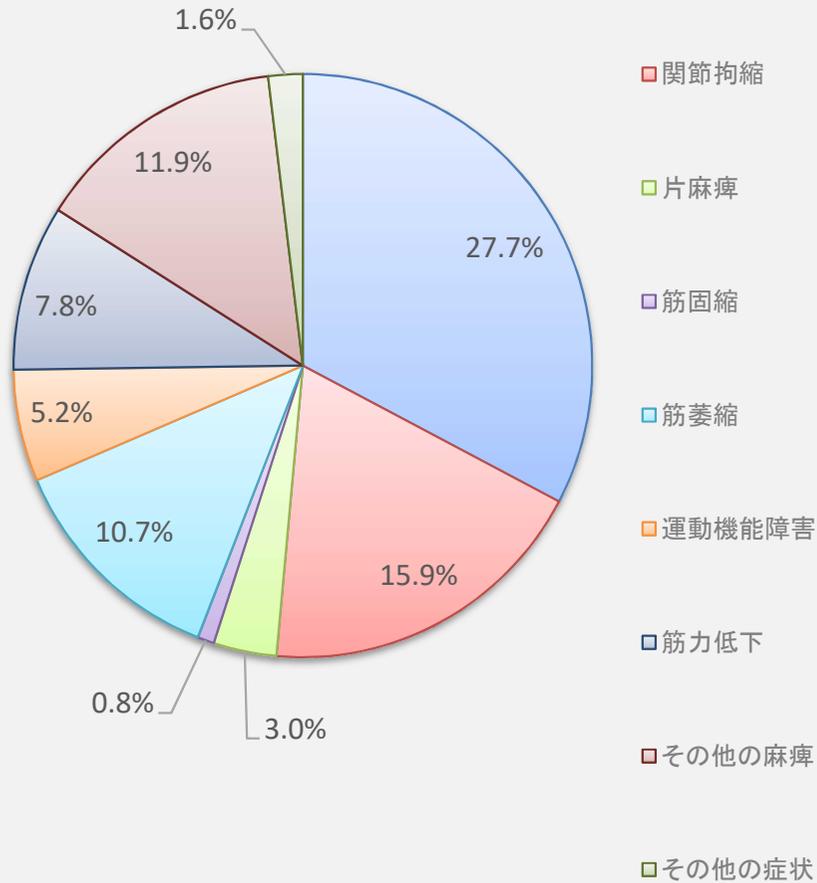
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

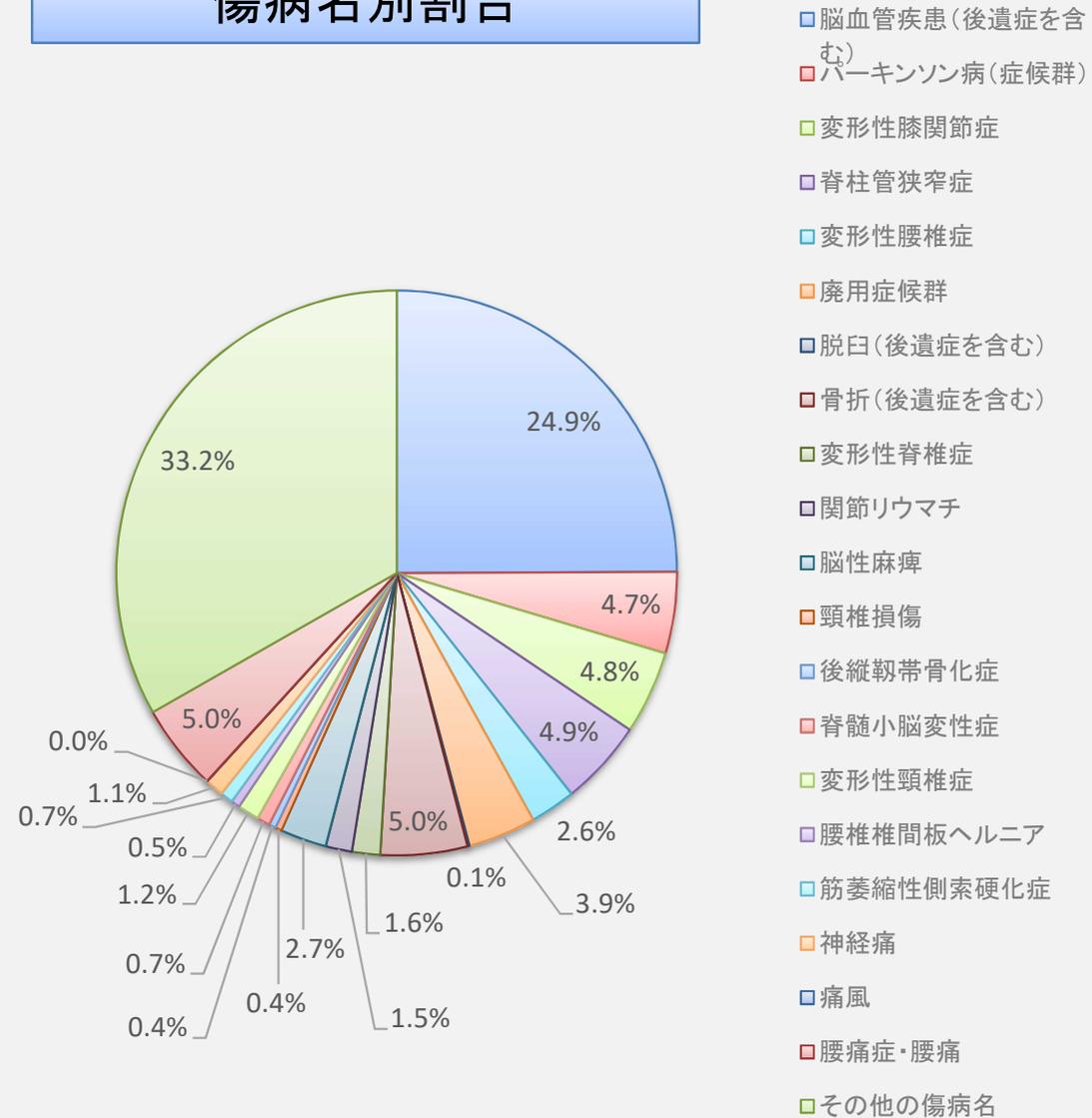
あん摩マッサージ指圧療養費の症状別・傷病名別の患者割合

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

症状別割合



傷病名別割合

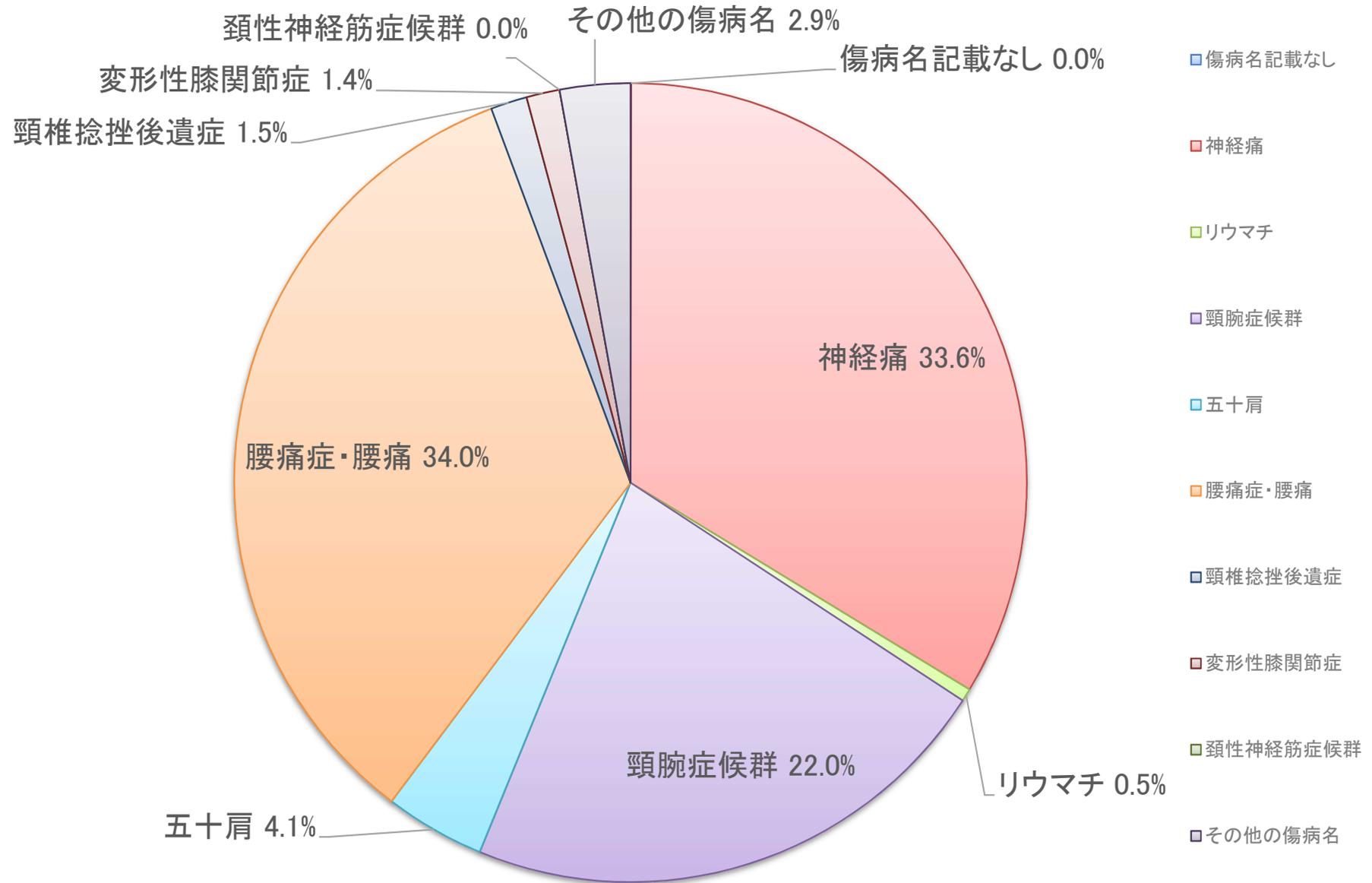


※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・国民健康保険 1/5
- ・後期高齢者医療制度 1/10

はり・きゅう療養費の傷病名別の患者割合

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料



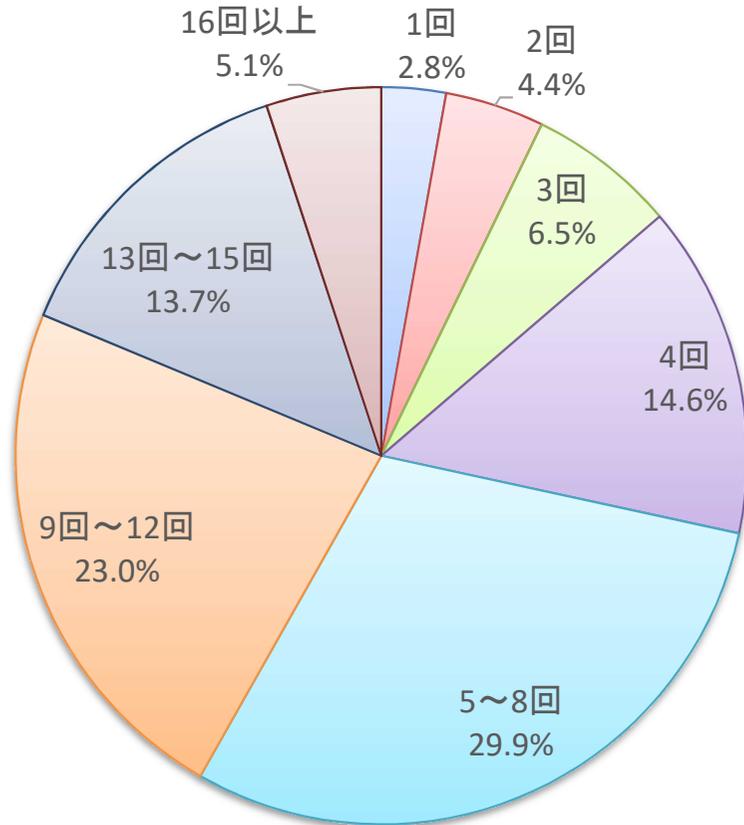
※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書(令和2年10月分)を基に分析

- ・全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・国民健康保険 1/10
- ・後期高齢者医療制度 1/10

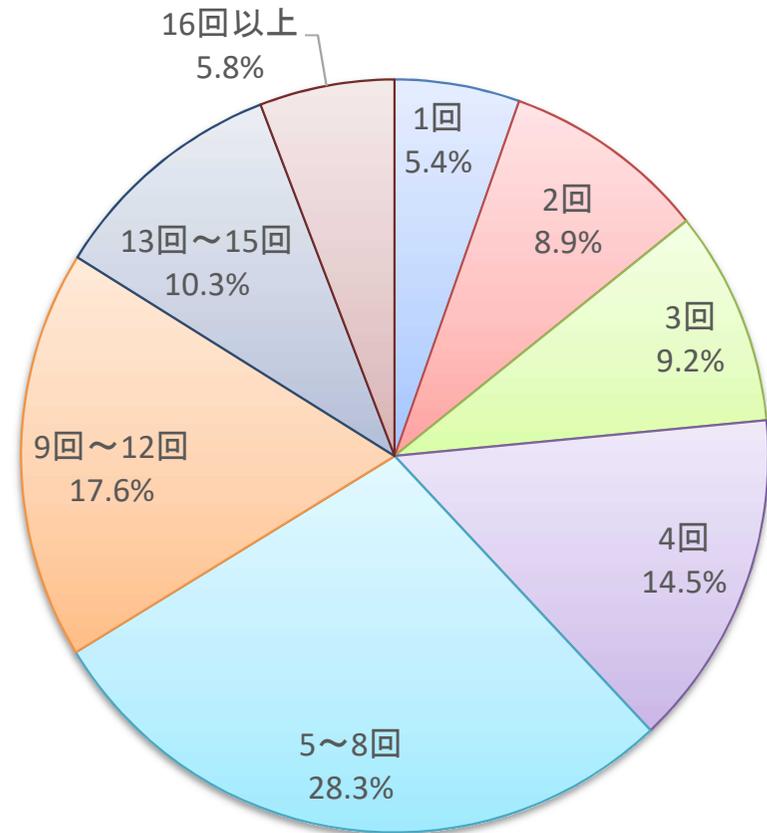
あん摩マッサージ指圧療養費、はり・きゅう療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

令和4年2月22日あはき療養費検討専門委員会資料

あん摩マッサージ指圧



はり・きゅう



※ 以下の抽出率にしたがい抽出したあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書（令和2年10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/1
- ・ 国民健康保険 1/5
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10

※ 以下の抽出率にしたがい抽出したはり・きゅう療養費支給申請書（令和2年10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/6
- ・ 国民健康保険 1/10
- ・ 後期高齢者医療制度 1/10